

【速報】建築士法改正？！

建築士の受験資格が大幅に緩和される？！

平成30年12月18日(火)

建築士試験の受験資格を見直す改正建築士法が平成30年12月8日、参院本会議で可決、成立しました。受験要件である実務経験を、建築士の免許登録時の要件に改められます。

建築士試験の受験機会の前倒しを可能にすることで、若手を中心とした受験者の確保につなげる狙いがあります。一級建築士、二級建築士、木造建築士が対象で、早ければ2020年の試験から適用される見通しのようです。

工業高校等で指定科目を修めて卒業すれば、直ちに二級建築士を受験できるようになりそうです。工業高校を3月に卒業した後、同じ年の7月の二級建築士試験を受験できるようになるようです。

本校は、指定科目を修める教育課程を編成しています。

2級建築士合格のためには、在学中から受験用の学習を始める必要があります。



東京都立葛西工業高等学校 建築科